

令和5年8月17日開催

全員協議会資料

○リフレ上越山里振興株式会社の解散及び清算の進め方について

1	経緯	1
2	不正の概要と新潟労働局への返還	1
3	解散及び清算に向けた市の対応方針	2
4	解散及び清算の進め方	2

リフレ上越山里振興株式会社の解散及び清算の進め方について

1 経緯

令和4年8月～11月		新潟労働局：リフレ上越山里振興(株)を調査（3回）
令和4年10月21日		リフレ：不正受給を認め市へ報告
令和4年11月10日 ～令和5年2月2日		リフレ：弁護士による調査（書類の精査、事情聴取等）
令和4年12月	8日	新潟労働局：雇用関係助成金の支給決定取消、返還通知（約4,900万円）
	22日	市議会全員協議会（1回目） 不正の概要及び会社並びに市の対応方針の説明
令和5年2月10日		市議会全員協議会（2回目） 弁護士調査結果及び会社並びに市の対応方針の説明
令和5年5月23日		市議会5月臨時会 新たな指定管理者の議決
令和5年6月	1日	市：リフレ上越山里振興(株)の指定取消し
	上旬	リフレ：関与者2名に損害賠償を請求
	20日	市議会6月定例会 「リフレ上越山里振興(株)の資産の買い取り」及び「令和5年度分指定管理料（再算定）」に係る補正予算の議決

2 不正の概要と新潟労働局への返還

	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金	合計
受給期間	令和2年4月～ 令和4年7月	令和2年5月～ 令和4年7月	—
不正の内容	休業していない日であるにもかかわらず、休業したと虚偽の申請を行い、当該助成金を不正に受給した。		
関与者	2名（私的流用はない。）		
不正受給額	32,835,083円	6,323,426円	39,158,509円
返還総額 ※ （概算）	約41,500千円	7,911千円	約49,411千円
返還済額	35,000千円	7,911千円 （全額返還済）	42,911千円
未返還額	約6,500千円	0円	約6,500千円
返還完了日	令和5年8月末予定	令和5年1月31日	令和5年8月末予定
返還金の原資	同社の内部留保資金、関与者2名及び同社役員からの借入金		

※ 返還額は、不正受給額＋加算金（2割相当）＋延滞金（年3%）

3 解散及び清算に向けた市の対応方針

- (1) 不正受給に係る新潟労働局への返還金（加算金及び延滞金を含む）に対し、市は財政支援を行わない。
- (2) リフレ上越山里振興(株)は、破産ではなく、通常解散・清算させる
 - ・ 同社は、全ての債務を返済する。
 - ・ 市は、同社の設立を主導し共にリフレッシュビレッジ事業を行ってきた。不正受給の返還金以外の負債については、当該事業を行う過程で生じたものであることから、市はその清算に当たって、同社が返済できない債務のほか、清算諸費用に対する財政支援を行う。
- (3) 市の財政支援は、最小限の財政負担となるよう努める。

4 解散及び清算の進め方

(1) 解散及び清算の基本方針

- ・ 市の財政支援は、その支援に課税されないよう、会社解散後とする。
 - * 会社解散前に支援した場合は、支援額に対し課税される。
- ・ 同社は解散前に、新潟労働局への返還を完了する。
- ・ 同社は債務超過状態で解散するため、「特別清算」の申立てを行う予定。
 - * 特別清算：解散後債務超過である場合に、債権者の同意を得て、裁判所の監督の下、会社を清算する制度
- ・ 同社は、解散後に市の財政支援を受け、全ての債務を返済する。

(2) 解散及び清算の進め方

